

村営住宅（公営住宅・一般住宅）の修繕等について

《入居者の保管義務》

住宅の使用にあたっては、常に必要な注意を払い、これらを正常な状態で維持管理していただく必要があります。備え付けの器具、設備等を汚したり、壊したりしないように十分注意してください。また、壁や柱に、穴をあけないようにしてください。

※ 入居者の故意または過失によって、住宅及び共同施設をき損または滅失したときは、入居者の責任において、原形に復するか、損害額を賠償していただくことになります。

《住宅の修繕》

住宅の修繕費用については、修繕の負担区分により、村の負担になるものと入居者の負担になるものがあります。

なお、修繕の負担区分に記載されていない修繕は、その都度、利島村環境建設課へご相談ください。（使用上特に支障のないもの等については修繕の対象となりませんので予めご了承ください。）

修繕が入居者の責に帰すべき理由によって発生した場合は、村が修繕する項目であっても、その修繕にかかった費用を入居者に負担していただきます。

《修繕費負担区分表》

	項目	負担区分	備考
家屋 本体	基礎・土台	村	
	外壁	村	
	内壁の補修・塗装・クロス張替	入居者	壁の色を塗り替えるときは同系色で塗ってください。
	柱・梁・床・天井・敷居・鴨居・土間	村	
	屋上・屋根・バルコ	村	
建具	窓枠の取替	村	
	窓枠の補修（シーリング・金具類等）	入居者	
	扉・戸の本体	村	
	扉・戸の付属物（鍵、蝶番、戸車）等	入居者	
	ガラス	入居者	
	障子戸・ふすま・網戸	入居者	
その 他の 付 帯 設 備 等	戸棚・つり棚・棚・下駄箱・手摺	村	
	郵便受（口）	村	
	雨樋	村	
	畳の表替	入居者	
	畳の床替	村	
	ガラリ（換気口）開閉式	入居者	
	ガラリ（換気口）固定式	村	

給水設備	水道管	村	漏水を見つけたときは、少量でもすぐに連絡してください。
	水道蛇口・パッキン・栓類	入居者	
	その他の弁	村	
排水設備	排水管・通気管	村	
	排水管のつまり（流し台・トイレ等）	入居者	
	流し台（軽微なものは除く）	村	
	洗面台（軽微なものは除く）	村	
	洗濯機皿	村	
	トラップ	村	
	目皿の清掃	入居者	
	浄化槽の汚泥引抜	入居者	
	浄化槽の取替	村	
衛生設備	便器本体	村	
	便座・フタ・紙巻器等	入居者	
	ロータンク本体	村	
	ロータンクの内部金具	村	ボールタップ、鎖、フロート等
ガス設備	ガス管	村	ただし、ガスホースは入居者
	ガスコンロ	入居者	
	ガス漏れ警報器	入居者	
電気設備	電線・配線・配管	村	
	分電盤・スイッチ・コンセント	村	
	チャイム	村	
	電球・蛍光管・電池類	入居者	
	台所換気扇	入居者	
	レンジフード	村	
	浴室・トイレ換気扇	入居者	
	部屋内照明器具	入居者	
テレビアンテナ	村		
共同施設	道路・通路の補修	村	
	道路・通路の清掃	入居者	
	排水溝・側溝・マスの補修	村	
	排水溝・側溝・マスの清掃・つまり	入居者	定期的に皆さんで行ってください。
	金網（フェンス）	村	
風呂・給湯器	浴槽（軽微なものは除く）	村	
	給湯器（軽微なものは除く）	村	
	風呂ぶた	入居者	
	風呂栓	入居者	

担当
利島村 環境建設課
電話 04992-9-0014